

2018年12月28日

経済産業大臣 世耕弘成 様

株式会社 JERA 「横須賀火力発電所新1・2号機建設計画環境影響評価書」

に対する同評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）したことについて抗議及び撤回の要求

石炭火力を考える東京湾の会  
横須賀火力発電所建設を考える会

株式会社 JERA は、貴職による 11 月 30 日付けで電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 46 条の 17 第 2 項の規定に基づき、「横須賀火力発電所新1・2号機建設計画環境影響評価書（以下評価書）」に対する同評価書の変更を要しない旨の通知（確定通知）を受け、評価書の縦覧を 12 月 18 日より開始しました。

これまで株式会社 JERA が作成した「横須賀火力発電所新1・2号機建設計画環境影響評価準備書（以下準備書）」に対し、CO<sub>2</sub> 排出量の増加や大気汚染物質等の排出等、多数の環境保全上の問題があることを指摘してきました。また、この間、今年 10 月に IPCC がまとめた「1.5°C 特別報告書」でも示されたように、世界の気温上昇を 1.5°C に抑えるためには、いかなる石炭火力発電所の新規建設も認められるものではないことが明らかであり、世界的な脱石炭の流れが加速する中において、それに逆行するような極めて問題な事業であることを指摘せざるを得ません。

また、準備書に対しての住民からの指摘としては、（1）なぜ「石炭」を選んだのかの説明が非常に不十分であること、（2）リプレース案件だとして、既存の設備をフル稼働した状態を「現状」として比較をし、新規建設で環境影響が低減するかのように見せかけていること（「現状」では全く稼働していない大気汚染がない状態なので、環境影響が低減するというのは事実ではない）、（3）地域住民への説明が不十分であり、多くの周辺住民がいまなお計画について知らず、説明責任を果たせていないことがあげられます。

今回、公開された評価書の内容は、これらの問題点、疑問を解消する内容になっておらず、全く容認できるものではありません。また、貴職の勧告並びに環境大臣、神奈川県知事等の意見書（CO<sub>2</sub> の削減措置、住民への説明・信頼回復措置等）を十分に反映させた内容となっていません。

地域住民に対して十分な説明もなく、もちろん理解もないなかで、貴職がこの度、電気事業法の規定に基づいて株式会社 JERA に対し、確定通知を送付したことに対して抗議するとともに即座に本通知を撤回するよう要求します。評価書及びこれに対する貴職の確定通知には、上記にあげた問題のほか、別添「評価書及び確定通知の問題点」に掲げた問題点があり、電気事業法に基づく工事計画認可の申請が事業者からなされたとしても、これに対して認可を行うことは断じて容認できません。

以上

【問い合わせ先】石炭火力を考える東京湾の会 TEL：03-3263-9210

横須賀火力発電所建設を考える会 TEL：046-847-3253

(別添)

## 評価書及び確定通知の問題点

### 1. 合理化ガイドラインへの適応の根拠が不明

事業者は、合理化ガイドラインの適用について、既設は「環境影響評価手続きを開始した時点では、長期計画停止中であり、必要に応じて再稼働が可能であること、」(評価書 P481) としているが、再稼働可能な状態であったとする証明ができていない。既設には脱硫装置が一つもついておらず、老朽化と相まって、とても運転を再開できるような状況であったとは考えにくい。

下記の表から、H22年に3～8号機が長期計画停止に入り全号機が長期計画停止となったとされていたことはわかるが、H23年の東日本大震災では電力が逼迫するといわれる中で、3-4号機のみ稼働し、移動式ガスタービン発電機などを持ち込んでまで発電しながら、5～8号機を稼働していない。このことは、5～8号機は「必要に応じて再稼働が可能」な状態ではなかったことを証明しているのではないか。

ユニット	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12		H13		H14		H15		H16		H17		H18		H19		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
	上		下		上		下		上		下		上		下		上		下		上		下		上		下								
1号機	運転(重油)				運転(重油)																12/20廃止														
2号機	運転(重油)				運転(重油)								6/26再開										3/27廃止												
3号機	運転(重油・原油)																								6/19再開								3/31廃止		
4号機	運転(重油・原油)																								7/6再開								3/31廃止		
5号機	運転(重油・原油)												5/29再開																				3/31廃止		
6号機	運転(重油・原油)										2/21再開																						3/31廃止		
7号機	運転(重油・原油)												12/27再開										4/6再開										3/31廃止		
8号機	運転(重油・原油)												11/27再開										5/27再開										3/31廃止		
2号ガスタービン	運転(軽油・都市ガス)												7/25再開								H18/3~ H19/8廃止		9/10再開		4/24再開								3/31廃止		

: 長期計画停止

評価書 p481 第 10. 2-1 図 横須賀火力発電所の稼働状況より

## 2. 数値の信憑性に欠ける評価書 ～硫黄酸化物の排出量の間違い～

以下に示す評価書 P486 のリプレース前後の比較の表で、硫黄酸化物の排出量（年間値）が約 617t/年とあるが、これは1時間値が 58 m<sup>3</sup> N/h なので計算上はこの倍になるはずである（下記計算式参照）。

「既設」から大きく環境負荷が軽減しているように見せかけたかったのか、単なる計算間違いなのか不明だが、これを経済産業省が検証もせず確定通知を出していることが非常に問題である。また、このことから、他の数字に対しても信憑性が問われる検証であったと指摘せざるをえない。

（新設稼働時の硫黄酸化物の排出量に関する計算式）

1時間値 58 m<sup>3</sup> N/h

年間値 58×24 時間×365 日×0.85=431,868 m<sup>3</sup> N  
 （稼働率 85%とする）

したがって 硫黄酸化物の年間排出重量は

431,868×（64÷22.4）÷1,000=1,234 t/年  
 （硫黄酸化物を SO<sub>2</sub> として計算）

項目		既設稼働時（現状） （リプレース前）	新設稼働時（将来） （リプレース後）
排出濃度	硫黄酸化物（ppm）	3～4号機：90 5～8号機：84 2号ガスタービン：29	14
	窒素酸化物（ppm）	3～5号機：95 6～7号機：100 8号機：20 2号ガスタービン：15	15
	ばいじん（mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub> ）	3～8号機：20 2号ガスタービン：5	5
排出量	1時間値	硫黄酸化物（m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h）	494.2
		窒素酸化物（m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h）	482.7
		ばいじん（kg/h）	147
	年間値	硫黄酸化物（t/年）	約 4,142
		窒素酸化物（t/年）	約 5,942
		ばいじん（t/年）	約 877
		約 617	約 1,009
		約 164	

評価書 p486 第 10. 2-4 図 リプレース前後の排出濃度および排出量の比較より